

諸外国の政治資金の支出公開制度（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	韓国
支出報告の対象	政治団体が行ったすべての支出 ①政治上の主義施策を推進・支持・反対することを本来の目的とする団体 ②特定の公職の候補者を推薦・支持・反対することを本来の目的とする団体 ③①、②の活動を主たる活動として組織的・継続的に行う団体 ※選挙運動経費については別途公職の候補者による報告義務有り	政治委員会が行った選挙運動に係る支出 ①政党その他の団体及び政党の地方委員会のうち、年間1,000ドルを超える寄附を受領し、又は支出を行うもの ②法人、労働組合等によって個人献金を受けるために設立された独立基金 ③政党の地方委員会が所定の要件を備えるもの ※現職者については職務関連活動の費用に充てることができる資金を含む点で「選挙運動費用」の範囲は広い	政党及び年間収入又は総支出額25,000ポンド以上の政党の地域別資金団体が行ったすべての支出 ※選挙運動経費については別途公職の候補者による報告義務有り	政党が行ったすべての支出 政治活動を目的とする民法に基づく法人で、公的資金を受領する、又は資金収集のための会計代理人を置く団体 ※選挙運動経費については別途公職の候補者による報告義務有り	政党、後援会をおいた国会議員、国会議員後援会、公職選挙の候補者及びその後援会が行ったすべての支出（選挙運動経費を含む）
支出項目の区分	①経常経費（人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費） ②政治活動費（組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費）	管理運営経費（一般管理費・人件費・間接費、旅費、寄附勧誘費用・資金調達費用、宣伝事業費、世論調査費用、選挙運動用資材費、選挙運動行事開催事業費）、同じ候補者の他の政治委員会に対する交付金、借入返済金、寄附返還金、その他の支出（政治的な寄附その他の寄附）	（年次会計報告書） 資金調達活動費、商業活動費、無償提供、人件費、管理・運営費、減価償却費、選挙関係費、未払利息、党大会費、その他の支出等 ※様式の変更を検討中 （選挙運動費用報告書） 政見放送費、広告費、有権者への配布物等、マニフェスト・政策文書費、市場調査費、メディア関連費、交通費、公開会議費、管理・運営費	宣伝費、公職の候補者への援助、その他援助（他政党など）、消費財、その他経費（事務所費用、交通費など）、税金、人件費等	（政党及び公職の候補者） ①選挙費用 ②選挙費用外政治資金 ・基本経費（人件費、事務所設置・運営費） ・政治活動費（政策開発費、組織活動費、女性政治発展費、その他の経費） ③支援金（補助金、補助金以外） （後援会） 寄附金、後援支援金募金経費、基本経費（人件費、事務所設置・運営費）、その他の経費
明細を報告すべき支出の範囲	①国会議員関係政治団体 人件費以外の経費で1件1万円を超える支出 ②資金管理団体 人件費以外の経費で1件5万円以上の支出 ③①、②以外の政治団体 経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出	①交付金・借入返済金・貸付金・他の連邦の公職の候補者に対する寄附はすべての支出 ②上記以外の支出は1件200ドルを超える支出	選挙運動に係るすべての支出（年次会計報告書については明細の報告なし）	すべての支出	すべての支出
報告すべき支出の明細	①支出の目的・金額・年月日 ②支出を受けた者の氏名・住所	①支出の目的・金額・年月日 ②支出を受けた者の氏名・住所	①支出の目的・金額・年月日 ②請求の年月日 ③支出を受けた者の氏名・住所 ④領収書又は請求書の添付の有無 ⑤支出が発生した場所	①支出の目的・金額・年月日 ②支出を受けた者の氏名・住所 ③支出を受けた者が法人の場合は事業所識別番号（SIRET番号）	①支出の目的・金額・年月日 ②支出を受けた者の氏名・住所 ③支出を受けた者の生年月日・職業・電話番号
会計帳簿の作成義務	法定様式の会計帳簿の作成義務	法定の様式は無いが、すべての支出に係る記録の保存義務	法定の様式は無いが、すべての支出に係る記録の保存義務	法定様式の会計帳簿の作成義務	法定様式の会計帳簿の作成義務
会計帳簿への支出の記載	すべての支出を所定の支出項目に分類して記載し、1件1件の支出について明細を記載	すべての支出を記録し、1件1件の支出について明細を記載	すべての支出を記録し、特に以下の事項を記録 ①政党の日々の全支出記録 ②支出の目的	すべての支出を所定の支出項目に分類して記載し、1件1件の支出について明細を記載	すべての支出を記録し、1件1件の支出について明細を記載
支出を証する書面の徴収義務	すべての支出について、支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面	①小口現金支出については書面による記録 ②1件200ドルを超える支出については領収書、請求書、支払済小切手 ③500ドル以下の旅費等前渡資金については経費伝票等 ④クレジットカードによる支出については月次請求明細書・各取引の領収書等	200ポンドを超える支出について、請求書又は領収書	見積書、請求書、小切手控え、カード支払控え、銀行送金控え、給料明細書	①領収書：受領人が金額と内訳・領収日時・受領人の氏名・生年月日又は事業者登録番号・住所などを記載して捺印したもの ②その他の証拠書類：支出に関連した書類（通帳の写し、契約書等、クレジットカード売上伝票等）
収支報告に関する罰則	①収支報告書の不提出・不記載・虚偽記載 ②会計帳簿の不記載、虚偽記載	収支報告書の不提出・虚偽報告	①年次会計報告書の不提出・虚偽記載 ②選挙運動費用報告書の不提出 ③請求書又は領収書の不提出	会計報告の不備・不正	①収支報告書の不提出・虚偽記載 ②添付書類の不提出、虚偽提出、偽造・変造 ③会計帳簿の不備・虚偽記載